

令和元年 10月

医療保険

在宅看護センターゆう

平成30年7月

種類	サービスの提供時間	金額		
訪問看護基本療養費	基本：	1日1回につき	1回～3回/週 5550円/日 4回～/週 6550円/日	
	難病等複数回訪問	※①疾患等主治医が必要と認め、特別指示書が交付された場合	2回/日 4500円/日 3回～/日 8000円/日	
	緊急時	利用やその家族の緊急の求めに応じて訪問した場合	2650円/日	
	長時間	訪問時間が90分を超えた場合1回/週に限る特別管理加算を算定する場合に算定	5200円/週	
	乳幼児 幼児	3歳未満または3歳以上6歳未満の利用者	1500円/日	
	複数名訪問看護 (1人以上の看護職員と同行)	看護師	1回/週	4500円/週
		准看護師	1回/週	3800円/週
		看護補助者	3回/週	3000円/週
	深夜訪問看護	夜間 (18時～22時) ・ 早朝 (6時～8時)		2100円/回
	深夜訪問看護	深夜 (22時～6時)		4200円/回
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費	訪問看護に必要な計画的な管理に要する費用	月の初日のみ 7440円 2日目以降 3000円	
	24時間対応体制加算	24時間連絡体制にあり、緊急時に対応して必要に応じて 訪問を行う場合	6400円/月	
	特別管理加算	特別管理を行う場合：留置カテーテル、人工肛門など	重度 5000円/月 軽度 2500円/月	
	退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と協同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定	8000円/初	
	特別管理指導加算	特別管理加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合	2000円/初	
	退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾患等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合	6000円/初	
	在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報を共有し、その情報を踏まえて療養上の指導を行った場合	3000円/月	
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の急変や診療方針の変更等に伴う医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合	2000円/回	
	訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村・学校・病院（入院等）・施設（入所等）に訪問看護の情報提供を行った場合	1500円/月	
	訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	死亡日に25000円	

※①厚生労働大臣が定める疾患などの利用者

営業日以外の訪問	日・祝日 12月30日～1月3日	重症度に応じ 3000円/日～10000円/日
	休日夜間待機料金	5000円/日
エンゼルケア	お亡くなりになった後のケアを実施した場合	5000円/回
	内容によって金額が異なります	10000円/回

介護保険から医療保険への適用保険変更：厚生労働大臣が定める疾患などの場合・病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合・主治医より特別看護指示書は甲府された場合

その他の費用： 交通費 1 kmあたり15円 日用生活用具、物品、材料費用等は実費とさせていただきます。